



許可番号 第10040002863号

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市中央一丁目6番24号  
名 称 倉敷企業合資会社  
代表社員 岡本 靖磨呂



廃棄物の処理及び汚濁に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 平成26年 6月 9日

許可の有効年月日 平成32年 8月 9日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理 (焼却、固定式破碎、選別、破碎・圧縮固化)  
最終処分 (埋立)

### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

- 焼 却：木くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 固定式破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (かたき類を除く。)、陶磁器くず、かたき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。)
- 選 別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (かたき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、かたき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。)
- 破碎・圧縮固化：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。)
- 埋 立：燃え殻、汚泥 (無機性汚泥又は建設汚泥に限る。)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (かたき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、かたき類、ばいじん (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破碎物を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 焼却施設
- 設置場所 岡山県倉敷市黒石字大平 983 番 8 他 3 筆
- 設置年月日 平成 5 年 6 月 1 日
- 処理能力 4.6t/日 (10 時間)
- 産業廃棄物の種類 木くず
- 許可年月日 平成 10 年 2 月 27 日 (届出・みなし許可)

- (2) 施設の種類 破碎施設(a)  
 設置場所 岡山県倉敷市運島町西之瀬 4566 番 1 他 4 筆  
 設置年月日 平成 5 年 1 月 6 日  
 処理能力 224t/日 (8 時間)  
 産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類  
 許可年月日 平成 13 年 4 月 25 日 (届出・みなし許可)
- (3) 施設の種類 破碎施設(b)  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3326 番 2 他 1 筆  
 設置年月日 平成 9 年 3 月 17 日  
 処理能力 4.72t/日 (8 時間)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず、がれき類
- (4) 施設の種類 破碎施設(c)  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆  
 設置年月日 平成 16 年 11 月 12 日  
 処理能力 廃プラスチック類 71.73t/日 (8 時間)、木くず 112.72t/日 (8 時間)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず  
 許可年月日 平成 16 年 8 月 11 日  
 許可番号 第(7)-K05号、第(8の2)-K13号
- (5) 施設の種類 破碎施設(d)  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高山東畔 3765 番 2  
 設置年月日 平成 26 年 5 月 19 日  
 処理能力 廃プラスチック類 9.192t/日 (8 時間)、木くず 23.472t/日 (8 時間)、  
 がれき類 9.720t/日 (8 時間)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類 (廃瓦に限る。)  
 許可年月日 平成 26 年 2 月 17 日  
 許可番号 第(7)-K15号、第(8の2)-K39号
- (6) 施設の種類 選別施設  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3324 番 2、3325 番 2  
 設置年月日 平成 17 年 7 月 1 日  
 処理能力 廃プラスチック類 256t/日 (8 時間)、木くず 400t/日 (8 時間)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)、陶磁器くず、鉋さい、  
 がれき類
- (7) 施設の種類 破碎・圧縮固化施設  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆  
 設置年月日 平成 17 年 12 月 10 日  
 処理能力 廃プラスチック類 18.5t/日 (10 時間)、木くず 29.1t/日 (10 時間)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず  
 許可年月日 平成 17 年 7 月 27 日  
 許可番号 第(7)-K09号、第(8の2)-K19号

- (8) 施設の種類 安定型最終処分場 (a)  
 設置場所 岡山県倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 3 筆  
 設置年月日 平成 4 年 12 月 3 日  
 処理能力 埋立面積 2,055 m<sup>2</sup> 埋立容量 10,031 m<sup>3</sup>  
 産業廃棄物の種類 がれき類
- (9) 施設の種類 安定型最終処分場 (b)  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3318 番 2 他 11 筆  
 設置年月日 平成 7 年 3 月 31 日  
 処理能力 埋立面積 54,232 m<sup>2</sup> 埋立容量 513,348 m<sup>3</sup>  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類  
 許可年月日 平成 6 年 8 月 17 日  
 許可番号 第 3-(14)-1 号
- (10) 施設の種類 管理型最終処分場  
 設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上 3322 番 2 他 5 筆  
 設置年月日 平成 9 年 12 月 26 日  
 処理能力 埋立面積 7,781 m<sup>2</sup> 埋立容量 40,309 m<sup>3</sup>  
 産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥 (無機性汚泥又は建設汚泥に限る。) 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん  
 許可年月日 平成 8 年 9 月 19 日  
 許可番号 第 3-(14 八)-1 号

### 3. 許可の条件

- (1) 有害な産業廃棄物を除く。
- (2) 処理施設の設置場所及び用地面積
- |   |              |      |                                |      |                       |
|---|--------------|------|--------------------------------|------|-----------------------|
| ア | 焼却施設         | 設置場所 | 倉敷市黒石字大平 983 番 8 他 3 筆         | 用地面積 | 2,322 m <sup>2</sup>  |
| イ | 破碎施設 (a)     | 設置場所 | 倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 4 筆       | 用地面積 | 890 m <sup>2</sup>    |
| ウ | 破碎施設 (b)     | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3326 番 2 他 1 筆    | 用地面積 | 1,386 m <sup>2</sup>  |
| エ | 破碎施設 (c)     | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆      | 用地面積 | 3,349 m <sup>2</sup>  |
| オ | 破碎施設 (d)     | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字弥高山東 3765 番 2          | 用地面積 | 1,575 m <sup>2</sup>  |
| カ | 選別施設         | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3324 番 2、3325 番 2 | 用地面積 | 2,646 m <sup>2</sup>  |
| キ | 破碎・圧縮固化施設    | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字弥高 3737 番 3 他 2 筆      | 用地面積 | 3,349 m <sup>2</sup>  |
| ク | 安定型最終処分場 (a) | 設置場所 | 倉敷市連島町西之浦 4566 番 1 他 3 筆       | 埋立面積 | 2,055 m <sup>2</sup>  |
| ケ | 安定型最終処分場 (b) | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3318 番 2 他 11 筆   | 埋立面積 | 54,232 m <sup>2</sup> |
| コ | 管理型最終処分場     | 設置場所 | 倉敷市玉島服部字前後ノ上 3322 番 2 他 5 筆    | 埋立面積 | 7,781 m <sup>2</sup>  |
- (3) 処分を行う産業廃棄物の種類
- ア 破碎施設 (a) ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類に限る。

- イ 破砕施設 (b) 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類に限る。
- ウ 破砕施設 (c) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずに限る。
- エ 破砕施設 (d) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃瓦に限る。）に限る
- オ 安定型最終処分場 (a) がれき類に限る。
- カ 安定型最終処分場 (b) 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類に限る。

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5 年 4 月 23 日 変更許可（中間処理及び最終処分の追加）
- 平成 25 年 8 月 10 日 更新許可（優良認定）
- 平成 26 年 1 月 24 日 変更許可（擁壁の設置及び埋立面積の増加）
- 平成 26 年 6 月 9 日 変更許可（中間処理施設の追加による許可の条件の変更）
- 平成 28 年 12 月 2 日 変更届に伴う許可証の書換え（中間処理の一部廃止）
- 平成 30 年 4 月 25 日 変更届に伴う許可証の書換え（埋立容量の増加）

#### 5. 規則第 10 条の 9 第 3 項の規定により準用する規則第 10 条の 4 第 5 項による許可証の提出の有無

無